

「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案」骨子(案)

## 第1 趣旨

この法律は、衆議院の小選挙区をめぐる現状に鑑み、平成22年の国勢調査の結果に基づく衆議院の小選挙区の改定案（以下「今次の改定案」という。）の作成に当たり、各小選挙区間における人口較差を緊急に是正するため、衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成6年法律第3号）の一部改正について定めるものとする。

## 第2 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正

各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数について、いわゆる「1人別枠方式」を廃止する。

## 第3 今次の改定案の作成基準、勧告期限等の特例

- 1 衆議院議員選挙区画定審議会（以下「審議会」という。）の行う今次の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数は、**別表** で定める数とする。
- 2 審議会の行う今次の改定案の作成は、次に掲げる基準によって行わなければならない。
  - ① 各小選挙区の人口は、人口の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない小選挙区の人口以上であって、かつ、当該人口の2倍未満であること。
  - ② 小選挙区の改定案の作成は、次に掲げる小選挙区についてのみ行うこと。この場合において、当該都道府県の区域内の各小選挙区の人口の均衡を図り（イの小選挙区の改定案の作成の場合に限る。）、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。
    - イ ①の都道府県の区域内の小選挙区
    - ロ 小選挙区の数が減少することとなる都道府県の区域内の小選挙区
    - ハ ①の基準に適合しない小選挙区
    - ニ ハの小選挙区を①の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる小選挙区
- 3 審議会の行う今次の改定案に係る勧告は、この法律の施行の日から6月以内においてできるだけ速やかに行うものとする。
- 4 政府は、今次の改定案に係る勧告があったときは、当該勧告に基づき、速やかに、法制上の措置を講ずるものとする。

#### 第4 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

#### 別表

(都道府県) 小選挙区の数

北海道	12	石川県	3	岡山県	5
青森県	4	<u>福井県</u>	<u>2(-1)</u>	広島県	7
岩手県	4	<u>山梨県</u>	<u>2(-1)</u>	山口県	4
宮城県	6	長野県	5	<u>徳島県</u>	<u>2(-1)</u>
秋田県	3	岐阜県	5	香川県	3
山形県	3	静岡県	8	愛媛県	4
福島県	5	愛知県	15	<u>高知県</u>	<u>2(-1)</u>
茨城県	7	三重県	5	福岡県	11
栃木県	5	滋賀県	4	<u>佐賀県</u>	<u>2(-1)</u>
群馬県	5	京都府	6	長崎県	4
埼玉県	15	大阪府	19	熊本県	5
千葉県	13	兵庫県	12	大分県	3
東京都	25	奈良県	4	宮崎県	3
神奈川県	18	和歌山県	3	鹿児島県	5
新潟県	6	鳥取県	2	沖縄県	4
富山県	3	島根県	2		

(※ ( ) 内は現行との比較)

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案

（趣旨）

第一条 この法律は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区をめぐる現状に鑑み、平成二十二年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案（以下「今次の改定案」という。）の作成に当たり、各選挙区間における人口較差を緊急に是正するため、衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）の一部改正について定めるものとする。

（衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正）

第二条 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(今次の改定案に関する特例)

第二条 第二条の規定による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法(以下「新選挙区画定審議会法」

という。)第二条の規定による今次の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区

選出議員の選挙区(以下単に「選挙区」という。)の数は、附則別表で定める数とする。

2 新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず、新選挙区画定審議会法第二条の規定による今次の改定案の作成は、次に掲げる基準によって行わなければならない。

一 各選挙区の人口は、人口(官報で公示された平成二十二年の国勢調査の結果による確定した人口をいう。以下同じ。)の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口以上であつて、かつ、当該人口の二倍未満であること。

二 選挙区の改定案の作成は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)別表第一に掲げる選挙区のうち次に掲げるものについてのみ行うこと。この場合において、当該都道府県の区域内の各選挙区の人口の均衡を図り(イに掲げる選挙区の改定案の作成の場合に限る。)、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。

イ 前号の都道府県の区域内の選挙区

ロ 附則別表に掲げる都道府県の区域内の選挙区の数、公職選挙法別表第一における都道府県の区域内の選挙区の数より減少することとなる都道府県の区域内の選挙区

ハ 前号の基準に適合しない選挙区

ニ ハに掲げる選挙区を前号の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる選挙区

3 新選挙区画定審議会法第四条第一項の規定にかかわらず、新選挙区画定審議会法第二条の規定による今次の改定案の勧告は、この法律の施行の日から六月以内においてできるだけ速やかに行うものとする。

4 政府は、今次の改定案に係る新選挙区画定審議会法第二条の規定による勧告があつたときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附則別表

都道府県

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数

北海道

十二

神 東 千 埼 群 栃 茨 福 山 秋 宮 岩 青  
奈 京 葉 玉 馬 木 城 島 形 田 城 手 森  
川 都 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県  
県

十八 二十五 十三 十五 五 五 七 五 三 三 六 四 四

大 京 滋 三 愛 静 岐 長 山 福 石 富 新  
阪 都 賀 重 知 岡 阜 野 梨 井 川 山 湯  
府 府 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県

五

十九 六 四 五 十五 八 五 五 二 二 三 三 六

福	高	愛	香	徳	山	広	岡	島	鳥	和	奈	兵
岡	知	媛	川	島	口	島	山	根	取	歌	良	庫
県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	山	県	県

十一	二	四	三	二	四	七	五	二	二	三	四	十二
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----



沖 鹿 宮 大 熊 長 佐  
繩 兒 崎 分 本 崎 賀  
県 島 県 県 県 県 県

## 理由

衆議院小選挙区選出議員の選挙区をめぐる現状に鑑み、平成二十二年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成に当たり、各選挙区間における人口較差を緊急に是正するため、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案新旧対照表

○衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（改定案の作成の基準）</p> <p>第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p>い。</p> <p>（削る）</p>	<p>（改定案の作成の基準）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>2  前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、一に、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする。</p>